

平成 23 年 9 月 28 日

債権者各位

東京都港区高輪三丁目 5 番 23 号
更生会社株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産
管財人 新保 克芳

更生計画に基づく「繰上げ弁済」についてのご案内

謹啓

この度の「東北地方太平洋沖地震」により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

当社は、平成 22 年 5 月 31 日に更生計画が東京地方裁判所より認可され、平成 23 年 5 月 31 日に更生第 1 期の決算を終了致しました。更生第 1 期の決算の概況と致しましては、売上高 37 億円、営業利益 8 億円、当期利益 7 億円を計上、直近の現預金残高も 62 億円と、本格的な事業再生に向け大きな第一歩を踏み出すことができました。これもひとえに、債権者の皆様の当社更生手続き及び事業運営に対する多大なるご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。尚、決算の詳細につきましては当社の公表数値をご参照ください。

更生計画でお約束した弁済につきましても、更生債権は平成 22 年 12 月 16 日に第 1 回の弁済を実施させて頂きました。更生担保権は、確定した更生担保権額を大幅に上回る価格での売却が実現できており、本日現在で、現時点での弁済状況等を踏まえて再計算（更生計画第 3 章第 3 節 2（1）④ [第 5 回目の弁済額の調整] の試算）しますと約 69%となります。（あくまで現時点における試算であり、数%程度変動する可能性がありますのでお含みおきください）。

以上の通り、当社は、事業再生の点でも更生計画遂行の点でも順調に推移しておりますが、足許の資金状況を勘案の上、一部債権者の方からご要望も頂いている更生計画第 3 章第 4 節 5 による「繰上げ弁済」を 3 億円を原資として実施することと致しましたので、ご案内申し上げます。その具体的な内容等につきましては、本年 9 月 28 日に当社ホームページ (<http://www.jointresidential.co.jp/>) に開示致しておりますのでご参照ください。

株式会社ジョイント・コーポレーションについても経営状況及び更生計画に基づく弁済が順調に推移しており、第 5 回目の弁済額の調整を試算しますと、更生債権の弁済率は上方修正が見込まれておりますが、販売専門の当社と異なり、株式会社ジョイント・コーポレーションは新規の用地取得や建築資金に旺盛な資金需要があることから、今回は繰上げ弁済の実施を行わないことと致しました。何卒ご理解下さるようお願いいたします。

今後も、事業再生に一層の弾みがつくよう、会社一丸となって最大限の努力を傾ける所存でございますので、引続きのご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

謹白